

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準および

その就労率への影響:生活水準法と実態費用法に基づく試算

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

研究分担者 百瀬優 流通経済大学教授

研究要旨

本研究では、3時点(2009、2014、2019年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、①精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019年時点で障害年金受給者全体と比較し3~5%ポイントほど高く、特に精神障害に基づく厚生年金3級の生活保護併給率は12%に達すること、②精神障害に基づく障害年金受給者が身体障害者等と同じ生活保護併給率になるには、障害年金額を65歳未満の厚生年金2級で20%、同3級で49%引き上げる必要があること、③国民年金2級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金1級で31%、厚生年金1級で86%多くかかること、④精神障害である場合、身体障害等と比較し、65歳未満の国民年金1級で53%、65歳以上の国民年金2級で32%、治療・療養・介助費用が高いこと、⑤65歳未満で身体障害等の厚生年金2級・3級では障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測され、精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者と同じ生活保護受給率となるよう引き上げた場合、65歳未満の精神障害に基づく厚生年金2級で2%ポイント、同3級では8%ポイント低下することが予測されること等を明らかにした。

A. 研究目的

本研究では、3時点(2009、2014、2019年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)身体障害者等(=精神・知的障害以外の障害者)と同程度に生活保護

を併給しないために必要な障害年金額の水準、

(2)そこまで年金水準を引き上げた場合、どれほど精神障害による障害年金受給者の就労率に影響が及ぶのか、明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

生活保護「非」併給となるために、障害年金額を何%増額しなければならないかは、生活水準法(Standard of Living: SoL 法)を援用し、下式を Logit Model で推計し、 $-\gamma/\beta \times 100$ を求めることで把握した。

$$\Pr(\text{生活保護「非」併給}) = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{障害年金額}) + \gamma \cdot \text{精神障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

また生活水準法とは別途、障害に伴い発生した実態的な費用である、1 か月間にかかった治療・療養・介助費用(食費を除く)についても、制度・障害等級や精神障害の有無によってどのように異なるのか区間回帰モデルを用いて把握した。

さらに、身体障害者等による障害年金受給者の生活保護併給率と同じになるよう、精神障害による障害年金受給者の年金額を引き上げた場合に、どれほど就労率が低下するのか、障害年金額と就労率との関係について Logit Model で推計した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう分析を行っている。

C. 研究結果

主な知見は以下 5 点である。

① 精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高く、2019 年時点で障害年金受給者全体と比較し 3~5%ポイントほど高く、とくに精神障害に基づく厚生年金 3 級の生活保護併給率は 12%に達する。

② 精神障害に基づく障害年金受給者が身体障害等である場合と同じ生活保護併給率になるため追加的に必要な障害年金額は 65 歳未満の厚生年金 2 級で 20%、同 3 級で 49%であり、65 歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。

③ 国民年金 2 級を基準として治療・療養・介助費用は、国民年金 1 級で 31%、厚生年金 1 級で 86%多くかかる。国民年金 2 級と厚生年金 2 級との間に統計的に有意な差は見いだされなかった。

④ 精神障害である場合、身体障害等と比較し、65 歳未満の国民年金 1 級で 53%、65 歳以上の国民年金 2 級で 32%、治療・療養・介助費用が高い。これらの費用を賄えないため 65 歳以上の国民年金 1 級と 65 歳以上の国民年金 2 級の生活保護併給率が高い可能性も示唆された。

⑤ 65 歳未満で身体障害等の厚生年金 2 級・3 級では障害年金額と就労率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障

害年金受給者と同じ生活保護受給率となるよう引き上げた場合、65歳未満の精神障害に基づく厚生年金2級で2%ポイント、同3級では8%ポイント低下すると予測される。

D. 考察

精神障害を伴う障害年金受給者の貧困リスク(高い生活保護併給率)に対応するために、仮に厚生年金2級・3級の障害年金額を引き上げたとしても、たんなる障害年金額の引き上げでは、就労率低下を伴う可能性がある。

E. 結論

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は高いが、仮に所得保障水準を何らかの方法で引き上げるのであれば、就労率低下とならないよう雇用政策との連携が必須となる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

